

令和2年5月1日

令和2年鳥羽市議会会議

提出議案新旧対照表

鳥羽市長

## 新旧対照表

## (件名) 鳥羽市国民健康保険条例 (昭和34年条例第4号)

改正案 (新)	現行 (旧)
<p>附則 <u>(施行期日)</u></p> <p><u>第1条 この条例は、公布の日から施行する。</u></p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</u></p> <p><u>第2条 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナウイルス感染症」という。)に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</u></p> <p><u>2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額(その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する金額(その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。)とする。ただし、健康保険法第40条第</u></p>	<p>附則 <u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例は、公布の日から施行し、昭和34年1月1日から適用する。(条例の廃止)</u></p> <p><u>2 「鳥羽市国民健康保険条例」は、この条例の公布の日から廃止する。(療養給付の範囲の特例)</u></p> <p><u>3 鳥羽市は、昭和40年3月31日までの間は、次の各号に掲げる範囲に属する療養については、療養の給付を行わない。</u></p> <p><u>(1) 歯科診療における補綴</u></p> <p><u>(2) 病院又は診療所へ収容した場合における給食</u></p>

改 正 案 (新)	現 行 (旧)
<p><u>1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。</u></p> <p><u>3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。</u></p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)</u></p> <p><u>第3条 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けすることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。</u></p> <p><u>第4条 前条に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けすることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。</u></p> <p><u>2 前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。</u></p>	